

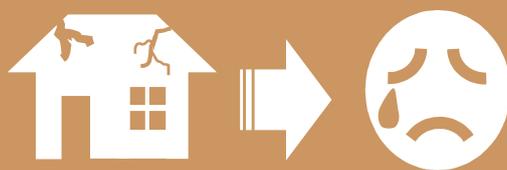
空き家の利活用 考えてみませんか？

思い入れのある大切な家
あなたの大切な家



必要としている方は
多くいます！

放置しておく
放置せずに
住めなくなります。



住める状態のうちに
住めるうちに

必要としている方へ
検討してみませんか？
託してみませんか？



新城市移住定住
協力事業者一覧



空き家協定
団体一覧

協力事業者をご覧になれます。



一度、ご相談を！

解体すると固定資産税
が上がるって聞いたこ
とあるし…
そのままにしておこう
かなあ…



昔、遊んだ思い出があるなあ…

お正月やお盆に
親族で集まるからなあ…

片付けをしたいけど
忙しくてできないなあ…

仏壇があるからなあ…

空き家を放置しておく…

建物の倒壊・崩壊

火災発生のおそれ

不法侵入

衛生面の悪化

野生動物が住み着く



草木の繁茂による
ご近所トラブル

ごみの
不法投棄

トラブルによる
損害賠償請求

必要としている人に
大切なご資産を
託してみませんか？

新城市役所 都市計画課

☎ 0536-23-7640

新城市役所 企画調整課

☎ 0536-23-7620

愛知県宅地建物取引業協会

(空き家総合相談窓口)

☎ 052-522-2567

～住宅についての協力事業者～

移住定住等支援
協力事業者一覧
をご覧ください

→→→→→→→→



活用方法などについて
一度検討してみませんか？
お気軽に、ご相談ください。

地域活性化のためにも
まだ住める家ならば
売却 or 賃貸
をご検討ください。